

3 返還の猶予^{ゆうよ} (関係様式：11ページ)

奨学生であった者が、次のいずれかの事由に該当し、返還が困難となった場合には、奨学金の返還を猶予（先延ばし）することができます。

猶予を希望する場合は、返還猶予願（様式第13号：11ページ参照）に必要な事項を記入し、所定の証明書を添付して財団に提出してください。

猶予の申請は、返還期日の3ヶ月前までに行ってください。

なお、猶予が決定されるまでは、口座振替や督促が行われます。

猶予の決定は、文書によってお知らせします。

《猶予の事由と必要書類》

	事由	証明書（奨学生本人のもの）	猶予期間
1	在学	在学証明書(原本)	正規の最短修業期間の修了まで
2	病気・けが	診断書等(病名・就労困難の記載があるもの)	1年間
3	経済困難	(1) (2)以外の奨学生 所得証明書(原本)又は 源泉徴収票(写し)又は 雇用関係終了が確認できるものの写し(退職証明書等)	1年間 <u>(1回限り)</u>
		(2) 平成24年度以降に採用決定した奨学生 ①初回申請時の基準は、(1)と同じ ②2年目以降、更新する場合(ア又はイに加えウが必要) ア 生活保護受給証明書(原本) イ 生活保護に相当する経済状況にあると判断できる書類 世帯全員分の住民票(原本)、所得証明書(原本)(18歳以上の世帯全員分)、その他、所得及び資産状況がわかる書類 ウ 在職証明書あるいは雇用保険受給資格者証の写し又は発行から3月以内の求職受付票の写し等 <u>※②により申請する場合は、事前に財団にお問合せください。</u>	1年間
4	妊娠	本人氏名と出産(予定)日が確認できる書類の写し(母子手帳等)	出産予定日まで
5	出産	出産証明書の写し又は 本人氏名と出産日が確認できる書類の写し(母子手帳等)	出産後1年間
6	災害	市町村役場等発行の罹災証明書	1年間
7	その他	申請事由を証明する書類	1年間

※返還猶予について、支出が多い（他に借金がある等）等の理由による猶予は認めません。

※1について、次の事由が発生し猶予を希望する場合、手続をする必要があります。

- （1）進学した場合
- （2）奨学金を辞退した場合
- （3）借用期間終了後も留年等により卒業期が延びた場合

※3（2）について、対象年度は、返還猶予者数の推移等により見直すことがあります。

※3（2）②イについて、生活保護に相当する経済状況にあると判断できる場合に限りますので、詳細については財団までお問合せください。

※7について、普通科と専攻科等により奨学生番号が2つある方については、猶予回数の上限は、一方の返還期間が終了するまでとなります。その場合においても、1年毎に猶予願を提出してください。